

## 発掘調査の基準

上記における発掘調査や工事立会などに関しては、京都府からおよそ次の基準が示され、これに該当する場合にそれぞれ指示されることになっています。

### 発掘調査を要する場合

1	土木工事等により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は、発掘調査を行うものとする。
2	掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、施工内容等によって埋蔵文化財に影響が及ぶおそれがあると判断される場合の事例等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な遺物包含層や遺構面の上面から、おおむね厚さ 30 cm以上の保護層を確保できない場合。</li> <li>・対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが 2～3m 以上の場合。</li> <li>・対象地の堆積土の状況によるが、盛土等の厚さが 2～3m 未満の場合であっても、古墳・堀跡等のように地表面に顕在している遺跡に影響を及ぼす場合。</li> </ul>
3	道路（植樹帯、歩道等を含む。）、鉄道、橋梁、ダム、河川等の恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。ただし、次に掲げるもののうち、上記 1 及び 2 に該当しないものは発掘調査の対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 道路構造令に準拠していない農道、私道等</li> <li>イ 道路の植樹帯・歩道等のうち、将来にわたって地下埋設物の設置等が予想されない区域</li> <li>ウ ダム予定地内のうち常時満水位より高い区域や河川敷内の高水敷</li> <li>エ 公園、グラウンド、平面駐車場、建築物等</li> </ul>
4	<u>2において、保護層が確保される場合であっても、鋼管杭の打設又は柱状改良等の施工によって埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲については、発掘調査を行うものとする。（※平成 28 年 7 月から追加）</u>

### 工事立会あるいは慎重工事の場合

工事立会	慎重工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 掘削深度が浅く遺構面に達しない場合。</li> <li>イ 盛土内の掘削である場合</li> <li>ウ 掘削面積が狭小である場合</li> <li>エ 線掘工事の部分</li> <li>オ 周辺の状況から遺構が確認される可能性が低い場合</li> <li>カ 既に調査済み地点である場合</li> <li>キ 既に埋蔵文化財包蔵部分が攪乱されている場合</li> <li>ク <u>鋼管杭・柱状改良等の最大幅又は最大径が 1 m未満で、かつ非連続的に打設又は施工され、埋蔵文化財に影響を及ぼす範囲の面積が建築面積の 5 %未満の場合（※平成 28 年 7 月から追加）</u></li> </ul>	<p>遺構の状況と工事の内容から、発掘調査及び工事立会の必要がない場合とする。この時工事実施者に対し、周知の埋蔵文化財包蔵地内での工事であるとの認識の上、慎重な工事の実施を依頼すると共に、遺構・遺物を発見した場合は、当該市町教育委員会又は府教育委員会に連絡するよう要請することとする。</p>